受4. 5. 13
524
50

勞秘第八五一號
昭和四年五月十一日
警視總監　宮田光雄

内務大臣　望月圭介殿
社會局長官殿
大阪　神奈川　兵庫各府縣知事殿
東京地方裁判所檢事正殿

株式會社三越ノ勞働爭議ニ關スル件（第七報）

要旨
解雇サレタル　エレベーター運轉手　中村照信ハ五月九日宣傳印刷物ヲ配布シテ拘留サル
爭議團員ハ屢々營業ノ妨害、其他公安ヲ害スル行爲ヲ反覆セルニ付煽動者ト認ムル者二名ヲ檢束ス

工場勞働者には不完全ながら工場法と健康保險などの扶助を受けて居るが我々店員には何等の保護法律もないではないか。

店主の人情、氷の如く月給は安く、何年勤めても店主にもなれず、解雇手當も退職手當の制定もない、此の狀態で何處に店員の將來に光明があるか。何に依つて光明を見出すべきか、何に依つて現在の生活改善をなすべきか？　此の點は全店員の共通の惱みであらう。

店員を保護する唯一の武器は店員自身の團結力のみだ。健實なる勞働組合のみだ。

此の唯一の武器たる團結權を奪れれば何に依つて將來への光明を見出し、何に依つて生活改善をなすべきか？　我等が死を賭しての戰の決意はこの點にある。

店員諸君奮起せよ
然して我等の正義の戰を援助せられよ
全店員は敢然と起つて
團結權獲得の猛鬪爭を開始せよ
店員の解放は團結力に依つてのみ

東京市芝區三田四國町二
日本勞働總同盟　**中央合同勞働組合**
電話三田(45)〇四三六番

日本橋區本石町二ノ十九
三越爭議團本部